

12. 入学準備金の返還

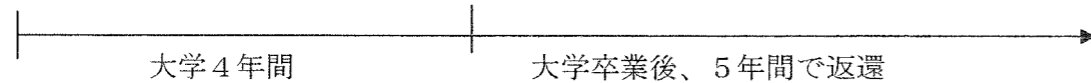
(1) 入学準備金は貸付金であり、学校を卒業した後に、奨学生（借入人）が返済する必要があります。返還金は奨学資金となって、後輩たちに貸付されます。奨学金制度を続けていくためにも、きちんと返還して下さい。

なお、入学準備金は無利息ですが、正当な理由なく返還を怠ったときは、**年利7.25%の延滞利息を課します。**また、法的措置をとる場合があります。

(2) 返還方法は、月賦（毎月払い）、半年賦（年2回払い）または年賦（年1回払い）、いずれかの方法を選んで返還して下さい。返還期間は5年となります。中途退学した場合には、退学した翌年度の4月から返済することになります。

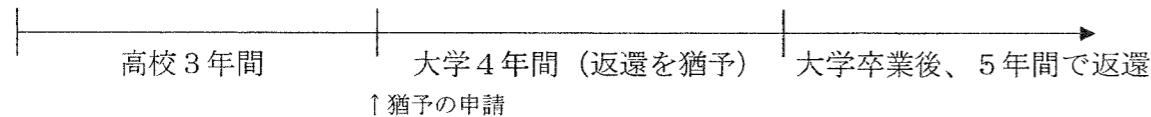
①入学準備金は卒業後、返還していただきます。

(例) 大学入学時、入学準備金を借りた場合



②上級学校へ進学する場合は、申請をすれば、返還を猶予することができます。

(例) 高校入学時、入学準備金を借り、大学に進学した場合



(3) 入学準備金の返還額、返還年数

種別	借りた額	1年間に返す額	年数
高校	150,000円	30,000円	5年間
大学	200,000円	40,000円	5年間

13. 個人情報の利用目的等

奨学生の個人情報は、奨学金事業の目的以外には利用いたしません。

奨学生の氏名、住所等の個人情報は、採用審査、貸付事務及び返還事務のために利用します。また、返還開始年度を把握するため、進学先の学校へ在籍確認をいたします。

返還開始後に借入人、連帯保証人、保証人に対して郵便物が届かない等の事情が生じた場合、東大阪市教育委員会から居住市区町村へ調査を行います。

14. その他

(1) 学校以外で、この「志望のしおり」を入手した方は、学校へ出願書類を提出するときには、必ず、この「しおり」の写しを添えて、学校の奨学金担当者（または担任の先生）に提出して下さい。

(2) 奨学金事務ご担当者様へ（学校長の手続きについて）

学校長は、申請者が本市奨学金制度の適格者であると認めたときは、「奨学生推薦調書」を作成し、「4. 提出書類」と共に、東大阪市教育委員会学事課あてに、締切日までに提出して下さい。

令和4年4月入学志望者対象

東大阪市奨学生（入学準備金）志望のしおり

東大阪市教育委員会 学校教育部 学事課
〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号
(東大阪市役所17階)

電話 (06) 4309-3272 (直通)
FAX (06) 4309-3838

本市の奨学資金制度は、向学心があるにもかかわらず、経済的理由のために修学が困難な方に対して奨学資金を貸し付け、教育の機会均等を図ることにより、地域に役立つ人材を育成していくことを目的としています。 ※卒業後に、返す必要があります。

1. 出願の資格

- (1) 東大阪市に住所を有する者で、学校教育法に規定する私立高等学校、私立高等専門学校または大学（短期大学を含む）へ、令和4年4月に第1学年に入学する予定の者。
- (2) 進学する希望を持ちながら、経済的理由により進学が困難と認められ、かつ、向学心に富む者として在学学校長により推薦された者。
(注意1) 国公立高校、専修学校、各種学校及び上記の通信制の課程は該当しません。
(注意2) 私立高等専門学校で対象となるのは、次の3校のみです。
サレジオ工業高等専門学校、国際高等専門学校、近畿大学工業高等専門学校

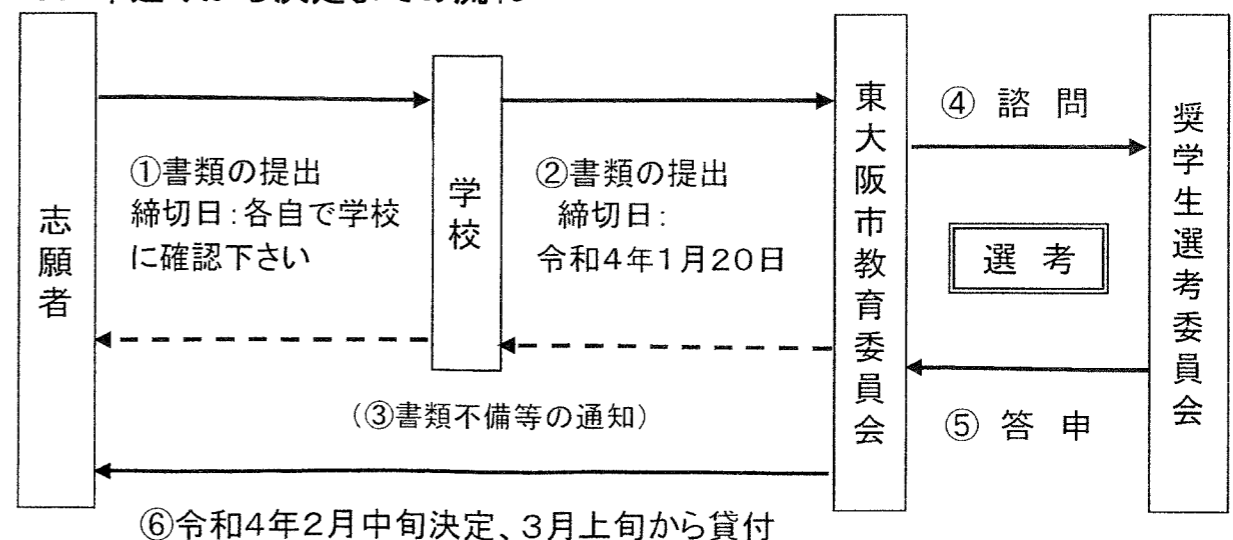
2. 入学準備金の貸付額・人数

入学予定の学校	貸付額	募集人数
私立 高等学校・高等専門学校	150,000円	20人程度
国公立・私立 大学（短期大学含む）	200,000円	25人程度

3. 出願の締切日 令和4年1月20日（木）必着

※学校から教育委員会へ書類を提出する期限です。学校の締切日はそれぞれで確認して下さい。

4. 申込みから決定までの流れ



5. 提出書類

下記の書類を、在学する学校（既に卒業されている方は、卒業した学校）へ提出して下さい。

①奨学生願書

②家庭状況調査票及び同意書

③奨学生推薦調書（氏名・学校名・志望校は自分で記入して下さい。）

④その他（該当する方のみ提出して下さい）

一、申請者を養っている人（生計維持者）が令和3年1月1日現在、東大阪市に住んでいない方
「所得関係書類」（下記ア～ウの、いずれかの書類を提出して下さい。）

※生計維持者及び所得のある方全ての書類を提出して下さい。

※「源泉徴収票」「確定申告書」「非課税通知書」「納税証明書」は受理できません。

ア 令和3年度市町村民税・都道府県民税（住民税）特別徴収税額の通知書 ※コピー可
会社に勤めている方。6月頃に会社から渡されます。

イ 令和3年度住民税納税通知書（課税総所得金額が記載されているページ）※コピー可
自営されている方、6月初めに市町村から送られてきます。

ウ 令和3年度住民税証明書 ※コピー不可

ア、イがない方。令和3年1月1日現在居住の市町村で交付を受けて下さい。

二、生計維持者が失業中の場合 「雇用保険受給資格者証」（ハローワークで交付を受けたもの）の写し（両面）

三、障害者がいる場合 「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」等の写し

四、6か月以上にわたる長期療養中の方がいる場合 「医師の診断書」等

五、令和3年1月以降に、火災、風水害等の被害を受けた場合 「り（罹）災証明書」（消防署、市町村で交付を受けて下さい。）

6. 所得基準について

住民税課税台帳またはご提出いただく令和3年度の所得関係書類により、生計維持者の住民税の課税標準額（課税総所得金額）に基づき審査します。課税標準額とは、総所得金額から扶養控除等の所得控除額を差し引いた金額です。

基準額は下記のとおりで、各学校区分において課税標準額の低い方から順に採用とします。なお、所得基準を満たしていても、応募人数が募集人数より多い場合には、採用とならないことがあります。

想定する世帯構成	課税標準額（課税総所得金額）
3人世帯	424万円以下
4人世帯	438万円以下

7. 願書等の記入上の注意

- (1) 提出していただく書類は、選考上重要な資料となりますので、具体的に分かりやすく書いて下さい。
- (2) 電話番号については、日中（午前9時～午後5時）に教育委員会から連絡しても差し支えない、また連絡がとれる番号を記入して下さい。ただし、自宅に電話がある場合は必ず記入して下さい。
- (3) 職業については、例えば「自営業」は「保険外交」、「会社員」は「株式会社〇〇派遣社員」等と、業態や勤務形態まで具体的に記入して下さい。また、日中連絡がとれる電話番号を記入して下さい。
- (4) 「入学準備金を希望する理由」については、審査の対象となるため、入学準備金が必要な家庭の事情をできる限り詳しく記入して下さい。
- (5) 借入人が未成年である場合、必ず、親権者（又は未成年後見人）が署名下さい。

8. 選考方法

- (1) 前記①～④の提出書類をもとに、書類選考をします。その際、前記の所得基準を満たしていない方で、特別の事情が認められる方については、1月下旬（予定）に対して面接を行います。
- (2) 提出書類と面接時にお聞きした内容をもとに、「東大阪市奨学生選考委員会」において選考します。最終的には、困窮度の高い方から採用することになります。

9. 採否の決定と通知

- (1) 採否決定の時期は、2月中旬以降の予定です。
- (2) 採否が決定した時は、ただちに借入人及び学校長に郵送で通知します。
- (3) 補欠採用者は、本採用者から辞退が生じた際に、困窮度の高い方から順次繰り上げ採用します。

10. 入学準備金の貸付方法

- (1) 入学準備金の貸付は、奨学生として採用が決定し、かつ入学する学校が確定してからとなります。
- (2) 採用決定時にお渡しする「入学準備金借用証書」、「口座振替依頼書」及び「合格通知書」の写しを提出して下さい。
※上記の「入学準備金借用証書」には「連帯保証人」（生計維持者等）及び「保証人」（独立して家計を営む者で成年に達している者）が必要です。また、「連帯保証人」については、「印鑑登録証明書」が必要です。
- (3) 奨学金は、奨学生が借入人であり、返済する必要があります。採用通知後、奨学生と連帯保証人2名で、学事課窓口にお越し頂き、関係書類を提出することを貸付の条件とします。
※貸付については3月上旬以降を予定しており、奨学生本人名義の口座に振り込みます。

11. 奨学生の義務

奨学生は、在学中及び返還期間中は、奨学生（借入人）、連帯保証人及び保証人の住所・電話番号・氏名・その他の重要事項に変更があったときは、すみやかに教育委員会学事課まで届け出て下さい。